

友愛訪問看護ステーションのご案内

利用者に対して、医師の指示に基づき利用者が可能な限り、居宅において能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るよう、訪問看護サービスを提供します。

主治医が訪問看護の必要を認めた方に、看護師が居宅を訪問して、サービスを提供します。利用者の方が快適な在宅療養を推進し、疾病・負傷等により家庭において寝たきり、又はこれに順ずる状態にある要介護者(要支援者)等に対して良質の在宅ケアサービスを提供します。事業の実施にあたっては、関係各者と密接に協議や連携をとり、適切な運営を図ります。

■事業所の所在地等

事業所名称	友愛訪問看護ステーション
指定事業所番号	大阪府指定 2765990011
事業所所在地	大阪市住之江浜口西3丁目5番10号
連絡先	(電話番号)06-6672-5801 (FAX番号)06-6672-5862
相談担当者名	(サービス提供責任者) 花本 美枝子
事業所の通常のサービス実施地域	大阪市住之江区・住吉区・西成区・阿倍野区

■サービス提供可能な日と時間帯

営業日	月～土 但し、祝日、国民の休日、年末年始(12月30日～1月3日)を除く。
営業時間	午前9時～午後5時 但し、土曜日は午前9時～午後1時

上記の営業日以外でも利用者のお申し込みにより、サービスを提供することがあります。

■事業所の職員体制

管理者 1名 ・ 看護師 10名以下 ・ 理学療法士 1名 ・ 事務職員 1名

■提供するサービスの内容

サービス区分と種類		サービス内容
療養上のお世話	症状観察	血圧、脈拍、呼吸、その他全身状態の観察
	排泄ケア	トイレ介助、おむつ交換、陰部洗浄等
	食事ケア	食事の介助および栄養の指導、口腔ケア
	保清整容	入浴介助、清拭、洗髪、手足浴、ベッドメイキング、爪切、整髪等
	リハビリ	日常生活に伴うリハビリの指導、医師指示のリハビリ
	その他	コミュニケーションの援助、療養および介護方法の指導や相談、内服の管理および指導、退院後の療養に向けた医療機関との連携、試験外泊等における訪問看護の提供
医療的な処置	チューブ類管理等	留置カテーテル等の管理、膀胱洗浄、経管栄養チューブの管理、吸引、吸入、酸素療法管理指導、中心静脈栄養管理等 主治医の指示に基づく点滴及び静脈注射と皮下注射
	浣腸、摘便	浣腸、摘便、排ガス処置
	その他	人工肛門及び人工膀胱処置、人工呼吸器の管理指導、気管切開に伴う処置、在宅ターミナルの相談及び支援、血糖測定、創の処置及び指導

※これらのサービスから利用者の介護状態の軽減を図るよう、状況に応じて、サービス提供を行います。

■訪問看護のサービス提供について

(1)訪問看護師は、訪問看護サービスの提供にあたり、次に該当する行為は行なうことが出来ません。

- ① 医師の指示のない医療行為
- ② 利用者の本人以外へのサービス提供

(2)その他の留意事項

- ① 地震、災害、暴風警報が発令される等不可抗力の事情によりサービス提供を行えない場合があります。天災や災害等の場合は訪問看護師及びその他スタッフは事業所の指示に従うこととします。
- ② 訪問看護計画の変更又はその計画に入っていないサービスの提供の場合は、あらかじめ居宅介護 支援事業者の了解を得る必要があります。

■提供するサービスの料金とその利用料(令和6年6月1日 変更)

介護 サービス内容	備考	単位数	10割	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
【看護師による訪問看護】						
訪問看護 I 1	20分未満	314単位	3,492円	349円	698円	1,048円
訪問看護 I 2	30分未満	471単位	5,238円	524円	1,048円	1,571円
訪問看護 I 3	30分以上60分未満	823単位	9,152円	915円	1,830円	2,746円
訪問看護 I 4	60分以上90分未満	1,128単位	12,543円	1,254円	2,509円	3,763円
【理学療法士等による訪問看護】						
訪問看護 I 5	2回40分	588単位	6,539円	654円	1,308円	1,962円
訪問看護 I 5・2超	3回60分	795単位	8,840円	884円	1,768円	2,652円

予防 サービス内容	備考	単位数	10割	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
【看護師による訪問看護】						
予防訪問看護 I 1	20分未満	303単位	3,369円	337円	674円	1,011円
予防訪問看護 I 2	30分未満	451単位	5,015円	502円	1,003円	1,505円
予防訪問看護 I 3	30分以上60分未満	794単位	8,829円	883円	1,766円	2,649円
予防訪問看護 I 4	60分以上90分未満	1,090単位	12,121円	1,212円	2,424円	3,636円
【理学療法士等による訪問看護】						
予防訪問看護 I 5	(2回40分)	568単位	6,316円	632円	1,263円	1,895円

※ 1月のうち2回目以降の緊急時訪問については早朝(6時～8時)・夜間(18時～22時)の場合25%、深夜(22時～6時)の場合50%の加算が付きます。

※ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の場合、利用開始日の属する月から12月超の利用者に介護予防訪問看護を行った場合は、1回につき5単位を減算します。

その他加算	単位数	10割	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
初回加算(Ⅰ)	350単位	3,892円	389円	778円	1,168円
初回加算(Ⅱ)	300単位	3,336円	334円	667円	1,001円
サービス提供体制加算Ⅰ	6単位	67円	7円	13円	20円
看護体制強化加算(Ⅱ)	200単位	2,224円	222円	445円	667円
介護予防看護体制強化加算	100単位	1,112円	111円	222円	334円
退院時共同指導加算	600単位	6,672円	667円	1,334円	2,002円
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	600単位	6,672円	667円	1,334円	2,002円
特別管理加算(Ⅰ)	500単位	5,560円	556円	1,112円	1,668円

特別管理加算(Ⅱ)	250 単位	2,780 円	278 円	556 円	834 円	
口腔連携強化加算	50 単位	556 円	56 円	111 円	167 円	
複数名訪問加算Ⅰ	30 分未満	254 単位	2,824 円	282 円	565 円	847 円
	30 分以上	402 単位	4,470 円	447 円	894 円	1,341 円
長時間訪問看護加算(90 分以上の訪問)	300 単位	3,336 円	334 円	667 円	1,001 円	
ターミナルケア加算	2,500 単位	27,800 円	2,780 円	5,560 円	8,340 円	
看護・介護職員連携強化加算	250 単位	2,780 円	278 円	556 円	834 円	

- ※ 初回加算(Ⅰ)は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、退院日に訪問看護を提供した場合に加算します。初回加算(Ⅱ)は、退院日の翌日以降に訪問看護を提供した場合に加算します。
- ※ サービス提供体制強化加算及び看護体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして大阪市に届け出た訪問看護事業所が、利用者に対して、訪問看護を行った場合に加算します。
- ※ 退院時共同指導加算は入院若しくは入所中の者に対し、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に加算します。
- ※ 緊急時訪問看護加算および24時間対応体制加算は、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある旨を説明し、同意を得た場合に加算します。
- ※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。)に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。

- ① 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍科学療法注射指導管理または在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

なお、特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する状態の利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

- ※ 口腔連携強化加算は、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て歯科医療機関および介護支援専門員に対し情報提供した場合に加算します。
- ※ 複数名訪問看護加算は、二人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。
- ※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。
- ※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)に加算します。
- ※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。
- ※ 提供するサービス料金とその利用料は、介護報酬の告示上の金額(大阪市域適用額)とします。

■虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、人権教育及び虐待防止に関する研修を実施、受講させることや、必要な体制の整備及び、措置を講ずるよう努めるものとします。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 ・ 花本 美枝子
虐待防止に関する担当者	看護師 ・

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
(3) 苦情解決体制を整備しています。
(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
(5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
(6) 虐待の防止のための指針を作成します。
(7) 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、事業者は虐待等の事実を発見した場合、速やかに市区町村へ通報します。

■身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
(2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

■個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
--------------------------	--

<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしてします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしてします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>
----------------------	---

■ 事故発生時の対応

当事業所が利用者に対して行う指定訪問看護の提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、当事業所が利用者に対して行った指定訪問看護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

保険会社名 ; 東京海上日動火災保険株式会社

■ 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

■ 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 看護職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

■ ハラスメントの防止

(1) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 第 11 条第1項 及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 第 30 条の2第1項の規定に基づき、セクシュアルハラスメントや パワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じます。

(2) 利用者及びその家族はサービス利用に当たって、次の行為を禁止します

- ① 訪問看護師等に対する身体的暴力
(直接的、間接的を問わず有形力を用いて危害を及ぼす行為)
- ② 訪問看護師等に対する精神的暴力
(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)
- ③ 訪問看護師等に対するセクシュアルハラスメント
(意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為等)

■ 苦情処理の体制及び手順

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。

相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、時下の対応を決定します。

対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。)

サービス提供に関する相談、苦情について

【事業所の窓口】 友愛訪問看護ステーション 担当:花本 美枝子	所在地	大阪市住之江浜口西3丁目5番10号
	電話番号	06-6672-5801
	受付時間	月～土 午前9時～午後5時(土曜日は午後1時まで)
【市町村の窓口】 住之江区役所 地域保健福祉課介護保険係	所在地	大阪市住之江区御崎3-1-17
	電話番号	06-6682-9859
	受付時間	月～金 午前9時～午後5時
【市町村の窓口】 住吉区役所 地域保健福祉課介護保険係	所在地	大阪市住吉区南住吉3-15-55
	電話番号	06-6694-9859
	受付時間	月～金 午前9時～午後5時
【市町村の窓口】 西成区役所 地域保健福祉課介護保険係	所在地	大阪市西成区岸里1-5-20
	電話番号	06-6659-9859
	受付時間	月～金 午前9時～午後5時
【市町村の窓口】 阿倍野区役所 地域保健福祉課介護保険係	所在地	大阪市阿倍野区文の里1-1-40
	電話番号	06-6622-9859
	受付時間	月～金 午前9時～午後5時
【公共団体の窓口】 大阪府国民健康保険 団体連合会	所在地	大阪府中央区常磐町1-3-8 中央大通FNBビル 11階
	電話番号	06-6949-5418
	受付時間	月～金 午前9時～午後5時